

第10回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年10月21日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和3年10月21日(木)午後2時00分～3時42分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(17人) 会長 1番 越雲 宏、職務代理者 19番 塩野目 富夫 委員: 2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、8番 川上 恵、9番 関 閣夫、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 各委員</p> <p>4. 欠席委員(2人) 7番 齋藤 勉、14番 堀江 恒夫 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第6 議案第5号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第7 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第234号)の承認について 日程第8 議案第7号 「那須烏山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 主幹兼総括</p> <p>9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和3年 第10回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、7番 齋藤 勉 委員、14番 堀江 恒夫 委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19名中17名で過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、越雲会長をお願いいたします。
議長(越雲)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 >
	異議なしと認め、議事録署名委員は、12番 小川 祥一 委員、 13番 中村 東 委員をお願いします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。
	それでは、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、9番 関 閣夫 委員をお願いします。
9番 関 閣夫 委員	10月12日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ。農業従事年数及び農業形態、約20年、専業農家。農機具・家畜の保有状況、コンバイン、トラクター、田植機。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	整理番号2番について、13番 中村 東 委員をお願いします。
13番 中村 東 委員	10月13日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約20年、第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、4番 仲澤 清一 委員をお願いします。
4番 仲澤 清一 委員	10月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が道を挟んで宅地、南が田、北が田。同意書、有。権利の移転、設定、地上権の設定、21年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽

(4番 仲澤 清一 委員)	光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 944㎡ 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 264 枚、周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により原状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年11月10日から令和4年2月28日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。
議長	続いて、担当地区委員から意見がありましたらお願いいたします。
17番 黒須 明 委員	同意書がありますので、問題ないと思います。
議長	説明及び報告等が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	それでは、まず、事務局の方から説明をお願いします。
事務局 (雫)	< 農地法第5条の規定による許可処分の取消しの概要や経緯の説明 >
議長	次に、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、18番 相吉澤 宏 委員をお願いします。

18番 相吉澤 宏 委員	<p>10月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。願出人、願出地の場所等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。土地所有者、●●●氏。転用事業者、有限会社●●●。農地区分、第1種農地。(願出地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が田、南が道を挟んで畑、北が田。権利の移転、設定、賃借権の設定。経緯、転用事業者は、自動車整備工場の建築を計画し、平成15年6月に農地法5条許可を受けたが、土地の造成のみを行い、長らく更地の状態であった。この度、事業計画が中止となり、原状回復して所有者に返還することになったため、取消願に至った。転用面積 3,421 m² 自動車整備工場用地。その他 他法令等との関係等、農道の復旧については農政課農林整備グループと協議済。調査の結果、許可の取消しが適当と思われる。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、担当地区委員から意見がありましたらお願いいたします。</p>
12番 小川 祥一 委員	<p>推進委員と現地の現状復旧を確認しましたので、問題ないと思われれます。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
	<p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第3号 「農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて」 は、異議がないようですので願出のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りします。</p>
	<p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて」 は、願出のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局(糸井)	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 栗野 隆夫 委員にお願いします。</p>
3番 栗野 隆夫 委員	<p>10月12日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第4号 整</p>

<p>(3番 栗野 隆夫 委員)</p>	<p>理番号1のとおりです。調査方法、現地で土地家屋調査士と関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和51年土地区画整理法による換地処分。平成4年夫から相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的無断転用。周辺への影響、今回使用目的は変更しておらず使用者が変わっただけなので、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約30年。平成元年頃に市内の電気設備業者の資材置き場として、平成30年頃からは●●●の土木業者の資材置き場として貸付け、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、雑種地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局 (糸井)</p>	<p>< 議案第5号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、12番 小川 祥一 委員にお願いします。</p>
<p>12番 小川 祥一 委員</p>	<p>10月15日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和55年国土調査、地籍のみ修正。昭和56年相続により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、申請地は昭和56年に相続した時点からすでに耕作できる状態になく、その後も不耕作のまま現在に至り、雑木が繁茂した状態である。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、事務局確認済み、農政課確認結果。農振法上の農用地、該当無。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、無。地域における農地の効率的 総合的利用の支障、無。その他、事務局確認済み。納税猶予制度、農</p>

(12番 小川 祥一 委員)	業者年金制度の適用、該当無。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第234号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画（第234号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第234号）については、新規0件 更新61件です。利用権の設定を受ける者35名、利用権を設定する者59名です。利用権の設定面積は、320,306㎡です。令和3年度 累計は、660,439㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和3年10月29日公告予定です。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >

議長	<p>異議が無いようですので、「那須烏山市農用地利用集積計画（第234号）」のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第234号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8 議案第7号 「『那須烏山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の変更に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第7号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>まず、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。</p>
農業振興グループ（久保居）	<p>< 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想見直し（案）の資料より説明 ></p>
議長	<p>休憩いたします。（午後 3時 10分 ）</p> <p>再開いたします。（午後 3時 40分 ）</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第7号 「那須烏山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」 は、異議が無いようですので、「異議なし」として回答することによってよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第8 議案第7号 「那須烏山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」 は、「異議なし」として回答することに決定いたしました。</p>

(議長)

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

(午後 3時 42分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年10月21日

議 長

12 番

13 番